

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成29年6月21日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

当日の1～2時間の請求人の様子と知能テストだけでは現状を正しく把握しておらず、日常（現状）を見に来て正しく評価して

ほしい。知能テストは前回受けたテストと内容を変えて知能測定値を正しく出す工夫をすべきであり、請求人の現実の力は19歳の時に実施した結果である知能指数33である。

また、プロフィール各項目の判定について、知能測定値、知的能力、意思疎通、日常行動、基本的生活の5項目は2度が相当と、職業能力、社会性は3度が相当と、身体的健康は3度と4度の中間と考える。請求人には、学生から社会人になったという状況の大きな変化があり、社会人として求められている力は、2度もしくは3度相当である。

請求人の現実の能力に合わせて、愛の手帳の度数を4度から3度へ見直しをしてほしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年11月24日	諮問
平成29年12月19日	審議（第16回第4部会）
平成30年1月29日	審議（第17回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下

「知的障害者」と総称する。)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表(別紙1)及び当該知的障害者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害(愛の手帳)判定基準表(18歳以上 成人)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表(別紙1)によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該

当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。
- (4) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果は、IQ55と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する「4度」と記載されている。

イ 「知的能力」について

面接等によれば、請求人は、携帯電話を用いて他者とメールのやり取りをすることができるほか、繰り上がり、繰り下がりのある加減算、九九レベルの乗除算といった数の操作が可能であり、余暇にはトランプでババ抜きや7並べ程度の簡単なルールのあるゲームを楽しむことができる。

以上のことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる（3度）」を上回る能力があるとして、「テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に相当する「4度」と記載されている。

ウ 「職業能力」について

請求人は、通所先の事業所においてシート折り、ラベル貼り等の比較的簡単な作業を行っている。請求人によると、作業で注意を受けることは「ないです」とのことである。10時から14時45分まで、細かな休憩を含めた一日のスケジュールを順序立てて説明することができる。しかし、情緒が不安定な時には作業に取り組みず、職員のマンツーマン対応が必要になる場合もあると、事業所職員から聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが、時に助言等が必要（4度）」よりは支援の必要度が高いとして、「助言等があれば、単純作業が可能」に相当する「3度」と記載されている。

エ 「社会性」について

請求人は、通所先の友人として3名の名前を挙げ、他の利用者との喧嘩も「しません」と述べた。しかし、情緒が不安定な時には物に当たる、意に沿わないことがあるとパニックになること等があり、職員のマンツーマン対応が必要になることがあると、事業所職員から聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能（4度）」よりは限定的な社会性であるとして、「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

上記イのとおり、請求人は、携帯電話を用いて他者とメールのやり取りができる。また、質問に対して、一旦オウム返しをすることは多いものの、その後は内容を理解した上で応答ができていた。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能（3度）」を上回る意思疎通が可能であるとして、「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」に相当する「4度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

身体面で特に注意を要する疾患は確認されていないことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

判定当日の請求人は、体調不良の母に寄り添って雑誌を見ながら静かに着席している等、4時間以上に及んだ判定場面において目立った問題行動は観察されなかった。しかし、家庭や通所先では、調子が悪いと大声を出す、壁や机を思い切りたたき、急に走り出す、送迎車から降りようとしめない等の行動があることを母及び事業所職員から聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支

障はなく、ほとんど配慮を必要としない（4度）」よりは配慮を要するが、「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要（2度）」には至らないとして、「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」に相当する「3度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事は、用意された物を箸で食べることができる。以前はリンゴの皮をむくことができたが、現在はやらせておらず、チーズを切る程度である。排泄は自立しているが、生理時の始末は不十分なことがあるため、確認が必要である。入浴は一人で行っている。衣類の寒暖調節を自ら行うことは難しく、助言が必要である。単独で交通機関の利用はしておらず、母が送迎するか通所先の送迎車を利用している。

以上のように、母及び事業所職員から聴取した日常生活の状況は、自立している部分と確認や助言が必要な部分とがあることから、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能（4度）」と「身近生活の処理がおおむね可能（3度）」との中間に相当と記載されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中4項目が4度（軽度）、3項目が3度（中度）、1項目が4度と3度の中間相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見等に基づくものであって、これらから得られる請求人の状態について、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね4度程度に該当するものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害」と、心理学的所見欄には「C A 2 3 M A 8 : 9 I Q 5 5 (鈴木ビネー改訂版) (H 2 9 . 6 . 9 実施)」と、社会診断所見欄には「情緒的に安定した生活を送れるような支援が望まれる。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度(軽度)であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり、本件判定書において示されているプロフィール各項目の判定に疑問を呈しており、また、当日だけでなく日常(現状)を正しく、かつ、社会人になった点を考慮して評価すべきであることを主張している。

しかし、前述(1・(2)及び(4))のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度(軽度)であると判定するのが相当であることは、上記(2・(3))のとおりである。なお、本件判定書におけるプロフィール各項目の評価には、請求人の通所先での様子の聴き取りの内容も反映されているものと認められる。したがって、仮に請求人の日常生活における状況が請求人の主張するように面接を行った日の様子と同じではないものであって、本件判定書において示されているプロフィール各項目の判定と請求人が考える判定とが異なるとしても、そのこと

をもって、2に述べたとおりその内容において合理性を有すると認められる判定に基づいてなされた本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、さらには、知的障害者が学生であるか社会人であるかの違いにより、障害の程度の判定基準を異にするべきものではないから、請求人の主張には理由がないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2(略)